

総務委員会資料

1 請願の審査

(1) 請願第22号 所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める請願

- 資料 1 「所得税法（抜粋）」
- 資料 2 「事業専従者がいる場合の事業主の所得の計算方法」
- 資料 3 「第4次男女共同参画基本計画の概要」
- 資料 4 「国連女子差別撤廃委員会の概要・勧告」
- 別添資料 「国税庁作成パンフレット（はじめてみませんか？青色申告！）」

平成28年8月25日

財 政 局

所得税法（昭和四十年三月三十一日法律第三十三号）（抜粋）

（事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例）

第五十六条 居住者と生計を一にする配偶者その他の親族がその居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に従事したことその他の事由により当該事業から対価の支払を受ける場合には、その対価に相当する金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入しないものとし、かつ、その親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。この場合において、その親族が支払を受けた対価の額及びその親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、当該各種所得の金額の計算上ないものとみなす。

（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）

第五十七条 青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢十五歳未満である者を除く。）で専らその居住者の営む前条に規定する事業に従事するもの（以下この条において「青色事業専従者」という。）が当該事業から次項の書類に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、前条の規定にかかわらず、その給与の金額でその労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度、その事業の種類及び規模、その事業と同種の事業でその規模が類似するものが支給する給与の状況その他の政令で定める状況に照らしその労務の対価として相当であると認められるものは、その居住者のその給与の支給に係る年分の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入し、かつ、当該青色事業専従者の当該年分の給与所得に係る収入金額とする。

2 略

3 居住者（第一項に規定する居住者を除く。）と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢十五歳未満である者を除く。）で専らその居住者の営む前条に規定する事業に従事するもの（以下この条において「事業専従者」という。）がある場合には、その居住者のその年分の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、各事業専従者につき、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を必要経費とみなす。

一 次に掲げる事業専従者の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ その居住者の配偶者である事業専従者 八十六万円

ロ イに掲げる者以外の事業専従者 五十万円

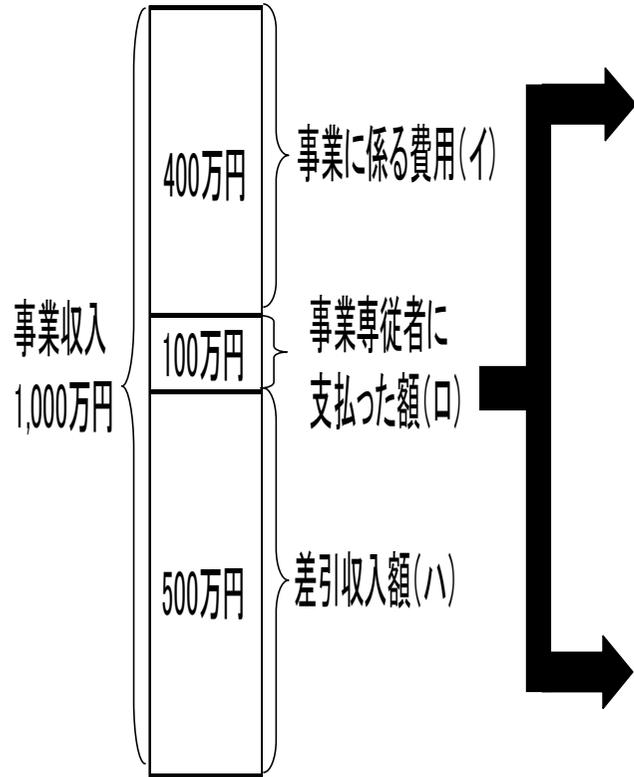
二 その年分の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額（この項の規定を適用しないで計算した場合の金額とする。）を当該事業に係る事業専従者の数に一を加えた数で除して計算した金額

4 前項の規定の適用があつた場合には、各事業専従者につき同項の規定により必要経費とみなされた金額は、当該各事業専従者の当該年分の各種所得の金額の計算については、当該各事業専従者の給与所得に係る収入金額とみなす。

以下略

事業専従者がいる場合の事業主の所得の計算方法

(事業収入金額 1,000 万円、事業主及び事業専従者 1 名 (配偶者) の計算例)



○ 青色申告の場合の所得の計算 (単位: 万円)

$$1,000 \text{ (事業収入)} - 400 \text{ (必要経費等)} - 100 \text{ (青色専従者給与額の必要経費算入)} - 65 \text{ (青色申告特別控除)} = 435 \text{ (事業所得)}$$

必要経費等	400万円	(イ)		
青色専従者給与額の必要経費算入	100万円	(ロ)		
青色申告特別控除	65万円			
	435万円	(ハ)	435万円	事業所得

所得金額・・・435万円

(参考) 税額計算上の特典

- ・青色専従者給与額の必要経費算入
- ・青色申告特別控除 (65万円又は10万円)
- ・純損失の繰越しと繰戻しなど

○ 白色申告の場合の所得の計算 (単位: 万円)

$$1,000 \text{ (事業収入)} - 400 \text{ (必要経費等)} - 86 \text{ (事業専従者控除)} = 514 \text{ (事業所得)}$$

必要経費等	400万円	(イ)		
事業専従者控除	86万円			
	14万円	(ロ)		
	500万円	(ハ)	514万円	事業所得

所得金額・・・514万円

(参考) 税額計算上の特典

- ・事業専従者控除 (86万円など)

第4次男女共同参画基本計画の概要

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、平成37年度末までの「基本的な考え方」並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるもの。(平成27年12月25日閣議決定)

一部抜粋

第2部 施策の基本的方向と具体的な取組

第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

5 再就職、起業、自営業等における支援

「施策の基本的方向」

多様な生き方、働き方があることを前提に、各人がそれぞれの生き方を選択する際に、職業生活においてもその能力を十分に発揮できるようにすることが必要である。

このため、子育て・介護等により離職した者の再就職や起業の支援、自営業等における就業環境の整備を推進する。

「具体的な取組」

ア～イ 略

ウ 自営業等における就業環境の整備

① 商工業等の自営業における家族従業者の実態を踏まえ、女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方を検討するとともに、働き過ぎの防止等に向けた就業環境に関する調査を行うことを検討する。

② 略

国連女子差別撤廃委員会の概要・勧告

1 国連女子差別撤廃委員会の概要（内閣府男女共同参画局ホームページより）

(1) 設立

女子差別撤廃条約の実施に関する進捗状況を検討するため同条約第17条に基づき設置。

(2) 機能

- ・毎年会合を開き、締約国が提出する報告（同条約の履行のために取った立法上、司法上、行政上の措置等に関するもの）を検討すること（会合は年3回開催（2、7、10月頃）、於：ジュネーブの国連欧州本部）。
- ・委員会の活動を経済社会理事会を通じて国連総会に報告すること。
- ・締約国から得た情報及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うこと。

(3) 構成

- ・締約国により選ばれた、徳望が高くかつ同条約の対象とされる分野において十分な能力を有する23人の個人資格の専門家により構成。

2 第63回国連女子差別撤廃委員会における日本政府への勧告（内閣府ホームページ掲載「日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解」より）

一部抜粋

女子差別撤廃委員会 日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解

C. 主要な関心事項及び勧告

農山漁村女性

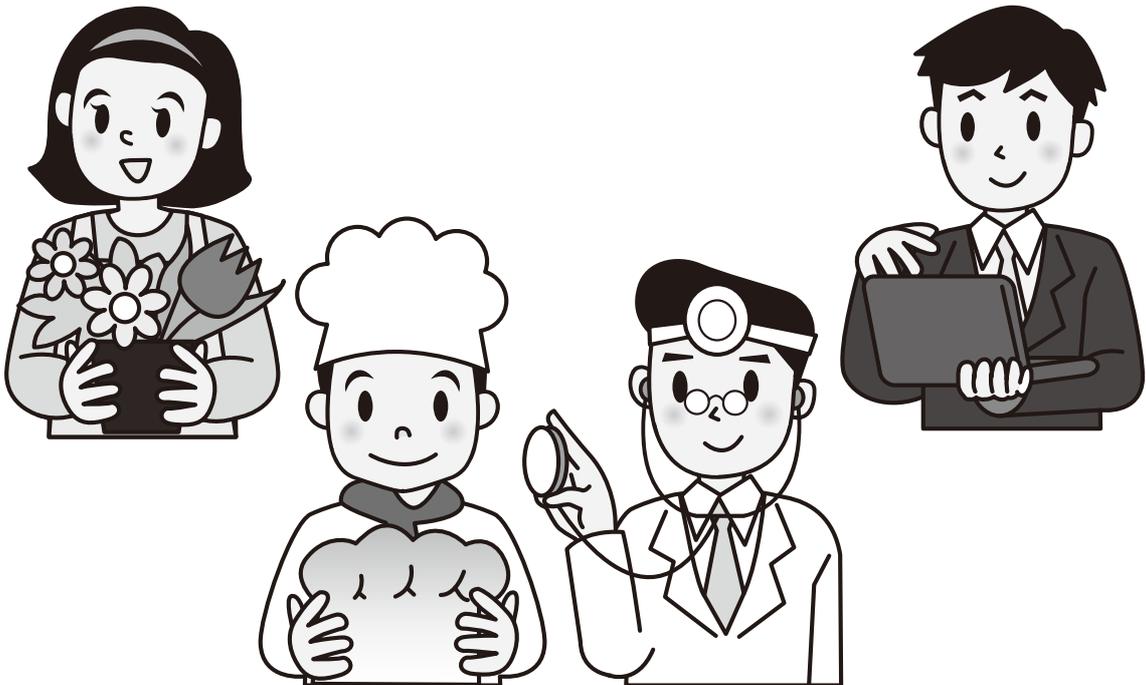
42. 委員会は、締約国が2015年に新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定したことに留意する。委員会は、しかしながら、農山漁村女性の意思決定への参画、特に政策形成への参画が少ないこと、及び所得税法が自営業者や農業者の配偶者や家族に対する報酬を事業経費として認めていないため、女性の経済的独立を妨げる影響があることを懸念する。

43. 委員会は、締約国が農山漁村女性の政策形成への参画を制約する全ての障壁を取り除くこと、及び家族経営における女性の労働を評価し、女性の経済的エンパワメントを促すため、所得税法の見直しを検討することを要請する。

※ エンパワメント：力を付けること、権限付与・移譲

はじめてみませんか？

青色申告！



【 目 次 】

○ はじめに	1
○ 青色申告の主な特典	2
○ 青色申告の節税効果	4
○ 青色申告をするには	6
○ 青色申告に必要なこと	8
- 消費税もお忘れなく！	11
- 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収制度について ..	13
- 記帳の仕方が分からない方へ	14
- 個人で事業や不動産貸付を行う方は記帳と 帳簿書類の保存が必要です！！	15
- 「確定申告書等作成コーナー」で青色申告決算・ 収支内訳書を作成する場合	16
- 申告書は、国税庁ホームページで作成できます！	17
- 社会保障・税番号制度《マイナンバー制度》	18

はじめに

我が国の所得税は、納税者の方が自ら税法に従って所得金額と税額を正しく計算して申告し、納税をするという申告納税制度を採っています。

1年間（1月1日から12月31日までの間）に生じた所得金額を正しく計算し、申告するためには、収入金額や必要経費に関する日々の取引の状況を帳簿に記録（記帳）し、取引に伴って作成したり受け取ったりした書類を保存しておく必要があります。

また、帳簿等の記帳は、単に税金等の計算を行うだけでなく事業経営の合理化・効率化等の検討にも役立つものです。

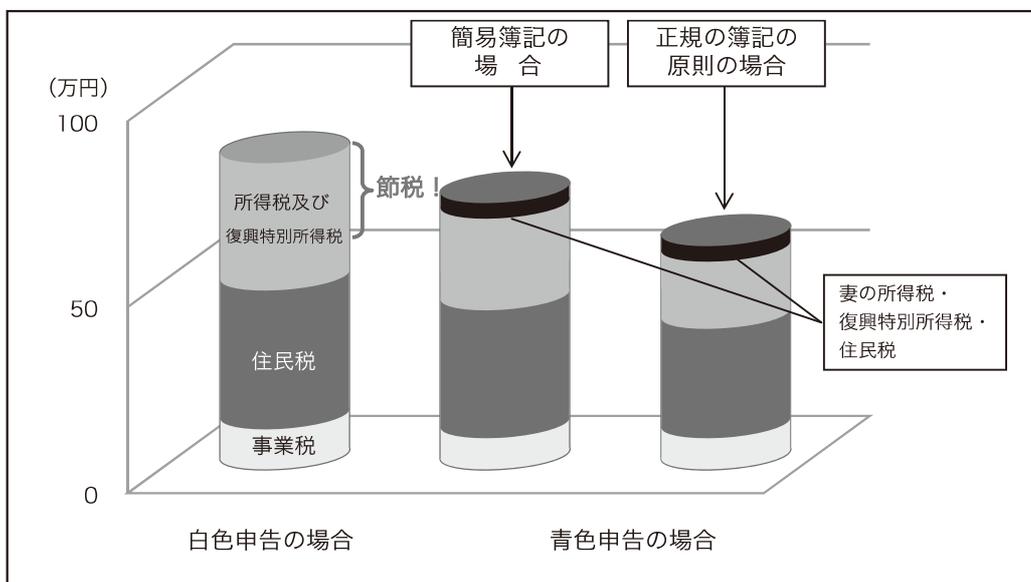
ところで、一定の水準で記帳を行い、その記帳に基づいて正しい申告をされる方には、「青色申告」という制度があります。

青色申告制度は、申告納税制度の根幹を成すものとして、昭和25年に導入され、多くの方が利用されています。

青色申告は、日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その記帳に基づいて正しい申告をすることで、税金の面でいろいろ有利な特典を受けることができます。

節税効果のある青色申告を是非始めてみませんか？

◇ 青色申告の節税効果



詳しくは4ページをご覧ください。

○ 復興特別所得税について

平成25年から平成49年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。

復興特別所得税は、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算します。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。

《この冊子は平成28年4月1日現在の法令等に基づいて作成されています》

青色申告の主な特典

1 青色申告特別控除

事業所得や不動産所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告をされている方で、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記を言います。）により記帳している方については、その記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、確定申告書をその提出期限までに提出する場合は、青色申告特別控除として、最高65万円を差し引くことができます（8ページ「青色申告に必要なこと」参照）。

正規の簿記の原則による記帳ではなく、簡易な帳簿による記帳であっても、最高10万円の青色申告特別控除の適用を受けることが可能です。

（注）現金主義による所得計算の特例の適用を受けている場合や事業的規模でない不動産貸付業を営む方については、最高65万円の青色申告特別控除の適用を受けることができませんが、最高10万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

2 青色事業専従者給与の必要経費算入

青色申告をされている方が、事業主と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に支払う給与については、仕事の内容や従事の程度等に照らして相当であると認められる金額を必要経費に算入することができます。

（注）この特典を受けるためには、「青色事業専従者給与に関する届出書」（6ページ）（国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）からダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）を所轄税務署に提出する必要があります。

なお、事業的規模でない不動産貸付業を営む方については、青色事業専従者給与の適用を受けることはできません。

3 純損失の繰越しと繰戻し

青色申告をされている方については、事業から生じた純損失の金額を、翌年以後3年間にわたって、順次各年分の所得金額から差し引くことができます（純損失の繰越し）。

また、前年も青色申告をされている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得金額に繰り戻して控除し、前年分の所得税額の還付を受けることもできます（純損失の繰戻し）。

（注）純損失の繰戻しは、損失が生じた年分の確定申告書を確定申告期限までに提出する必要があります。

【参考：事業専従者控除】

白色申告の場合、配偶者や親族に支払った給与を必要経費に算入することができませんが、事業専従者控除として、配偶者は最高86万円、15歳以上の親族は最高50万円を必要経費として差し引くことができます。

【参考：「正規の簿記」とは】

青色申告者は、「資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を正規の簿記の原則に従い、整然と、かつ、明瞭に記録し、その記録に基づき、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。」と記帳方法が規定されています。「正規の簿記」とは、損益計算書と貸借対照表が導き出せる組織的な簿記の方式をいい、一般的には複式簿記をいいます。

ただし、簡易帳簿を利用した正規の簿記の方法もあります。すなわち、日々の継続的な記録及び棚卸資産の棚卸しやその他の決算整理を行うことにより、貸借対照表と損益計算書を作成できる程度の組織的な簿記も「正規の簿記」に該当すると考えられますので、簡易帳簿では記帳されない預金・手形・元入金・その他の債権債務について、新たに「債権債務等記入帳」等を備え付けて、全ての取引を整然と記録することによっても、正規の簿記の原則に従った記帳ができます。

【参考：現金主義による所得計算の特例】

その年の前々年分の事業所得の金額及び不動産所得の金額（青色事業専従者給与の額を必要経費に算入しないで計算した額）の合計額が300万円以下の方は、不動産所得及び事業所得の金額を現金主義によって計算することを選択して青色申告をすることができます。

この特例を選択しようとする方は、青色申告を始めようとする年の3月15日までに、税務署に「所得税の青色申告承認申請書（兼）現金主義の所得計算による旨の届出書」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）を提出してください。

【参考：「事業的規模」とは】

不動産の貸付けが事業的規模かどうかについては、原則として社会通念上事業と称するに至る程度の規模で行われているかどうかによって、実質的に判断します。

ただし、建物の貸付けについては、次のいずれかの基準に当てはまれば、原則として事業として行われているものとして取り扱われます。

- (1) 貸間、アパート等については、貸与することのできる独立した室数がおおむね10室以上であること。
- (2) 独立家屋の貸付けについては、おおむね5棟以上であること。

青色申告の節税効果

青色申告の場合と白色申告の場合とは、具体的にどのくらい節税効果があるか比較してみます。

〈例〉 事業（製造業）を営む国税太郎さん

事業の利益	600万円
(事業に係る収入から必要経費を差し引いた金額で、事業専従者控除又は青色事業専従者給与の金額を差し引く前の金額)	
妻・春子さんの青色事業専従者給与の金額	120万円
社会保険料控除	50万円
生命保険料控除	12万円
地震保険料控除	5万円
扶養控除	38万円
基礎控除	38万円

(注) 所得税の場合

◇ 白色申告の場合

妻・春子さんは事業専従者ですから、事業専従者控除額86万円を事業の利益から差し引いて税額を計算した結果、所得税、復興特別所得税、事業税及び住民税の各税の合計額は、824,100円となります。

◇ 青色申告の場合

妻・春子さんに支払う青色事業専従者給与の金額120万円を事業の利益から差し引き、さらに青色申告特別控除65万円の適用を受けた上で税額を計算した結果、各税の合計額は、565,100円となります。

妻・春子さんに基礎控除以外の所得控除がなければ、所得税、復興特別所得税及び住民税の合計額は33,100円となりますので、国税太郎さんと妻・春子さんが負担する税金の合計額は598,200円となり、白色申告の場合に比べて225,900円の節税となります。



また、青色申告特別控除10万円の適用を受けた場合でも、各税の合計額は676,300円となり、妻・春子さんに基礎控除以外の所得控除がなければ、所得税、復興特別所得税及び住民税の合計額は33,100円となりますので、白色申告の場合に比べて114,700円の節税となります。

(注) 住民税均等割額は、5,000円として計算しています。

◇ 節税効果の比較

(単位：円)

	国税太郎さんの所得税、復興特別所得税、住民税及び事業税			国税太郎さんが 青色申告の場合 の国税春子さん の所得税、復興 特別所得税、住 民税及び事業税
	白色申告	青色申告		
青色申告特別控除額	—	100,000	650,000	
青色事業専従者給与 事業専従者控除	860,000	1,200,000	1,200,000	
事業所得	5,140,000	4,700,000	4,150,000	
給与所得	—	—	—	550,000
所得控除の合計	1,430,000	1,430,000	1,430,000	380,000
課税される所得金額	3,710,000	3,270,000	2,720,000	170,000
所得税額 (基準所得税額)	314,500	229,500	174,500	8,500
復興特別所得税額 (基準所得税額×2.1%)	6,604	4,819	3,664	178
所得税及び 復興特別所得税の額	321,100	234,300	178,100	8,600
住民税	391,000	347,000	292,000	24,500
事業税	112,000	95,000	95,000	—
所得税、復興特別所得税、 住民税、事業税の合計	824,100	676,300	565,100	33,100

(注) 1 住民税均等割額は、5,000円として計算しています。

2 復興特別所得税額の計算例

① 基準所得税額 × 税率 = 復興特別所得税額

174,500円 × 2.1% = 3,664.5円 → 3,664円

② 所得税額 + 復興特別所得税額 = 所得税及び復興特別所得税の額

174,500円 + 3,664円 = 178,164円 → 178,100円 (100円未満切捨て)

	青色申告の場合の税負担 (国税春子さんの負担額を含む)	白色申告の場合の税負担	節税効果 (差引)
青色申告特別控除額が 65万円の場合	598,200円	824,100円	-225,900円
青色申告特別控除額が 10万円の場合	709,400円	824,100円	-114,700円

青色申告をするには

青色申告をすることができる方は、事業所得、不動産所得及び山林所得のある方です。

青色申告をするためには、「所得税の青色申告承認申請書」に必要な事項を記載して、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

※ 「所得税の青色申告承認申請書」などの申請や届出の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。

《青色申告に係る申請や届出》

所得税の青色申告承認申請書

【内容】

事業所得、不動産所得、山林所得がある方で、青色申告をしようとする場合に必要な申請書です。

【提出期限】

青色申告をしようとする年の3月15日まで（その年の1月16日以後、新たに事業を開始したり、不動産の貸付けを行った場合は、その事業開始等の日から2か月以内）。

ただし、青色申告の承認を受けていた被相続人の事業を相続により承継した場合は、相続開始を知った日（死亡の日）の時期に応じて、それぞれ次の期限までに提出してください。

- ①その死亡の日がその年の1月1日から8月31日までの場合・・・死亡の日から4か月以内
- ②その死亡の日がその年の9月1日から10月31日までの場合・・・その年の12月31日まで
- ③その死亡の日がその年の11月1日から12月31日までの場合・・・その年の翌年の2月15日まで

青色事業専従者給与に関する届出書

【内容】

青色申告をしている方（その年に新たに青色申告承認申請書を提出した方も含みます。）で、その事業に専ら従事している配偶者や親族で一定の要件に該当する者（青色事業専従者）に支払う給与について、必要経費に算入するために必要な届出書です。

青色事業専従者給与額は、届出書に記載した範囲内で支給した給与の額のうち、仕事の内容や従事の程度等に照らして相当な金額として認められるものを必要経費に算入することができます。

なお、当初記載した専従者給与の金額を変更する場合には、遅滞なく変更届出書を提出する必要があります。

【提出期限】

青色事業専従者給与を必要経費に算入しようとする年の3月15日まで（その年の1月16日以後、事業を開始したり、新たに青色事業専従者がいることになった場合は、その事業開始等の日から2か月以内）。

所得税の青色申告承認申請書(兼)現金主義の所得計算による旨の届出書

【内容】

不動産所得及び事業所得の金額を現金主義によって計算することを選択して青色申告しようとする場合に必要な届出（申請）書です。

この現金主義による所得計算の特例の適用は、その年の前々年分の事業所得の金額及び不動産所得の金額（青色事業専従者給与の額を必要経費に算入しないで計算した金額）の合計額が300万円以下の方に限られます。

【提出期限】

青色申告をしようとする年の3月15日まで（その年の1月16日以後、事業を開始したり、不動産の貸付けを行った場合は、その事業開始等の日から2か月以内）。

※申請や届出について詳しくは、国税庁ホームページ又は各様式の裏面「書き方」をご覧ください。

個人で事業を始めたとき

個人で事業を始めたときには、開業後1か月以内に「**個人事業の開業・廃業等届出書**」を提出してください。そのほかにも、税法上の諸制度を利用する場合には、次のような届出も必要です。

対象	届出の名称	提出先	提出期限
事業を始めるとき	個人事業の開業・廃業等届出書	納税地の所轄税務署	開業の日から1か月以内
	所得税の棚卸資産の評価方法の届出書	納税地の所轄税務署	最初の確定申告書の提出期限まで
	所得税の減価償却資産の償却方法の届出書	納税地の所轄税務署	最初の確定申告書の提出期限まで
青色申告で申告したい人	所得税の青色申告承認申請書	納税地の所轄税務署	6ページをご覧ください。
青色事業専従者給与を支払う場合	青色事業専従者給与に関する届出書	納税地の所轄税務署	
従業員に給与を支払う人	給与支払事務所等の開設届出書(※)	給与支払事務所等の所在地の所轄税務署	給与支払事務所等を設けてから1か月以内
源泉所得税の納期の特例を受ける人	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	給与支払事務所等の所在地の所轄税務署	随時（給与の支給人員が常時10人未満の場合）

注1：上記提出期限が土曜日、日曜日、国民の祝日、休日、12月29日から翌年1月3日までの場合は、その翌日が期限となります。

注2：消費税について、新規開業年とその翌年は、原則として免税事業者となります。

なお、免税事業者であっても、「消費税課税事業者選択届出書」を提出することにより課税事業者となることができます。

※ 個人事業の開業・廃業等届出書に給与等の支払の状況を記載した場合は、提出は不要です。

青色申告に必要なこと

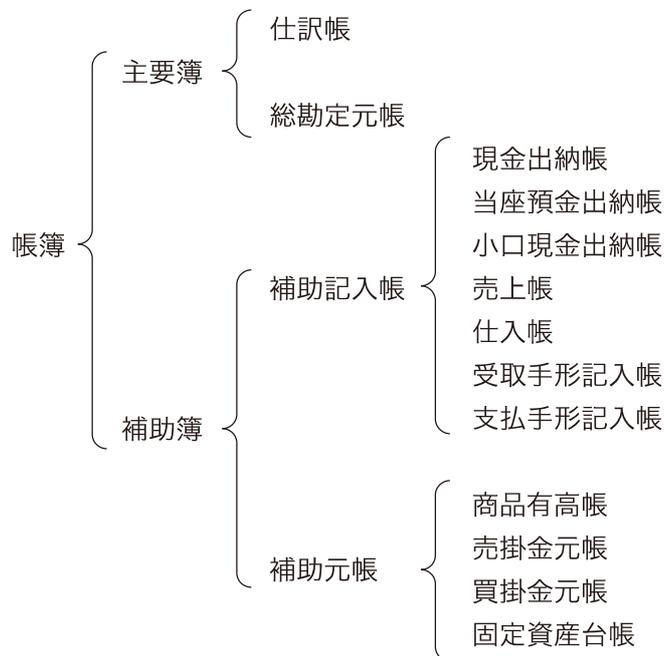
青色申告をされている方は、日々の取引の状況を記録（記帳義務）し、また、取引に伴って作成したり受け取ったりした書類を保存（保存義務）する必要があります。

◇ 記帳

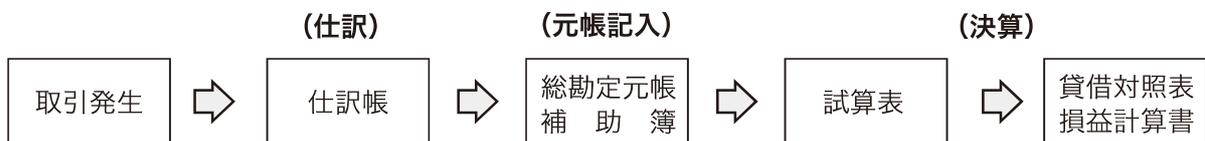
青色申告の方は、原則として、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳を行わなければなりません。簡易帳簿で記帳してもよいことになっています。

1 正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）による記帳

(1) 複式簿記による帳簿組織の基本的な例は次のとおりです。



(2) 記帳の流れについては、次のとおりです。



① 仕訳帳

仕訳帳は、全ての取引の勘定科目を決めるとともに、借方及び貸方に仕訳するための帳簿であり、取引の発生順に取引年月日、内容、勘定科目及び金額を記載します。

② 総勘定元帳

総勘定元帳は、全ての取引を勘定科目の種類別に分類して整理及び計算する帳簿であり、勘定科目ごとに記載の年月日、相手方の勘定科目及び金額を記載します。

2 簡易帳簿による記帳

帳簿の種類については、行う業務の内容により異なりますが、標準的な簡易帳簿の種類は次のとおりです。

- ① 現金出納帳 ② 売掛帳 ③ 買掛帳 ④ 経費帳 ⑤ 固定資産台帳

ただし、上記5つの簡易帳簿だけでは、最高65万円の青色申告特別控除の適用は受けられません（最高10万円の青色申告特別控除の適用は受けられます。）。

上記5つの簡易帳簿に加えて「債権債務等記入帳」を備え付け、全ての取引を整然と記録する場合には、正規の簿記の原則に従った記帳として、最高65万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。債権債務等記入帳には、例えば、預金出納帳や受取手形記入帳などがあります。

記帳等の流れを図で示すと次のとおりです。



(注) この帳簿組織においては、点線内の帳簿に仕訳帳及び元帳としての機能を持たせることとし、記帳に当たっては、「摘要」欄に相手方の勘定科目を記載するとともに、現金、売掛金、買掛金、預金、受取手形及び支払手形の期末残高については、試算表へ直接転記します。

詳しくは、「帳簿の記帳のしかた」や「青色申告者のための貸借対照表作成の手引き」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）をご覧ください。

(注) 最高65万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、貸借対照表を損益計算書とともに確定申告書に添付して、確定申告期限内に提出する必要があります。

なお、現金主義による所得計算の特例の適用を受けている場合や事業的規模でない不動産貸付業を営む方については、最高65万円の青色申告特別控除の適用を受けることができません（最高10万円の青色申告特別控除の適用は受けられます。）。



3 帳簿書類の保存

青色申告者の帳簿書類の保存期間は以下のとおりです。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など	7年
書類	決算関係書類 損益計算書、貸借対照表、棚卸表など	7年
	現金預金取引等関係書類 領収証、小切手控、預金通帳、借用証など	7年 (前々年分所得が300万円以下の方は、5年)
	その他の書類 取引に関して作成し、又は受領した上記以外の書類(請求書、見積書、契約書、納品書、送り状など)	5年

※ 保存期間は、帳簿についてはその閉鎖の日の属する年の翌年3月15日の翌日から7年間、書類についてはその作成又は受領の日の属する年の翌年3月15日の翌日から7年間（又は5年間）となります。

《参考》

青色申告者以外（白色申告の方）でも、記帳・帳簿等の保存義務があります。

① 記帳・帳簿等の保存制度

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての白色申告の方（所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も含みます。）は、収入金額や必要経費を記載すべき帳簿（法定帳簿）を備え付けて、収入金額や必要経費に関する事項を記帳する必要があります。

また、収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、業務に関して任意で作成した帳簿（任意帳簿）や業務に関して作成し、又は受領した請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

② 帳簿書類の保存期間

白色申告の方の帳簿書類の保存期間は以下のとおりです。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

※ 保存期間は、帳簿についてはその年の翌年3月15日の翌日から7年間（又は5年間）、書類についてはその作成又は受領の日の属する年の翌年3月15日の翌日から5年間となります。

消費税もお忘れなく！

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して、広く公平に課税される税で、消費者が負担し、事業者が納付します。

消費税の申告は、基準期間（前々年）の売上高（課税売上高）が1,000万円を超えている方が対象（課税事業者）になります。

新たに課税事業者となる場合には、「消費税課税事業者届出書（基準期間用）」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出してください。

※ 基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（前年の1月1日から6月30日までの期間）の課税売上高が1,000万円を超える方は、課税事業者となります。

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

上記の判定により課税事業者となる場合には、「消費税課税事業者届出書（特定期間用）」を速やかに納税地の所轄税務署に提出してください。

詳しくは、「消費税のあらし」や各種パンフレット（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）をご覧ください。

《消費税の経理処理等》

◇ 消費税の経理処理

消費税の記帳のしかたには、税込経理方式と税抜経理方式があります。

いずれの方式を選択するかは、事業者の任意ですが、原則として全ての取引について同一の方式で経理する必要があります。

区 分	税込経理方式	税抜経理方式
意 義	消費税に相当する額とその消費税に係る取引の対価の額を区分しないで経理する方式	消費税に相当する額とその消費税に係る取引の対価の額を区分して経理する方式
経理方法	課税売上げ、課税仕入れ等に係る消費税に相当する額をその売上金額、仕入金額に含めて処理する方法	課税売上げ、課税仕入れ等に係る消費税に相当する額を、仮受消費税等、仮払消費税等として科目を設け、その売上金額、仕入金額に含めないで処理する方法

※ 納付すべき消費税の額は同額になります。

◇ 帳簿や請求書等の記録と保存

消費税は、帳簿や請求書等をもとに、課税売上げや課税仕入れ等の金額を把握して、納める消費税額を計算する仕組みになっています。帳簿は法令で定められている記載事項を記録し、請求書等とともに一定期間（原則として7年間）保存する必要があります。

帳簿と請求書等の両方が保存されていない場合や法令で定められた内容が記載されていないと、一般課税による仕入税額控除ができませんので注意が必要です。

◇ 法定記載事項

帳簿の記載事項	
①	取引の相手方（売上先・仕入先等）の氏名・名称
②	取引を行った年月日
③	取引内容
④	取引金額

※ 「〇〇商事」等その正式名称を記載することが原則です。

ただし、取引先等の名簿等相手方の正式な氏名、名称及び相手方を特定できる略称、コードや番号が記載されているものが備付けられている場合には、略称等による記載でも差し支えありません。

○ **消費税の軽減税率制度の導入について**

平成29年4月1日から消費税及び地方消費税が8%から10%へ引き上げられ、この税率引き上げと同時に消費税の軽減税率制度が導入されます。

・ 対象品目は、

①酒類及び外食を除く飲食料品

②週2回以上発行される新聞で定期購読契約により販売するもの

・ 平成33年4月から、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）を導入

・ 適格請求書等保存方式導入までの間、区分記載請求書等保存方式（現行の請求書等及び帳簿の記載事項に軽減税率の対象品目である旨等の記載を追加）による仕入税額控除

※ 改正に伴う経過措置を含め、詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

○ **消費税の軽減税率制度への対応が必要となる中小事業者への支援措置について**

消費税の軽減税率制度への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう次の支援が行われます。

1. 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の支援^(注)

※ 詳細は以下の、「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせ下さい。

URL <http://kzt-hojo.jp/>

専用ダイヤル 0570-081-222 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

2. 中小企業団体等の小売事業者への周知や対応サポート体制の整備

※ 最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会にお問い合わせください。

(注) 消費税の軽減税率制度に対応するために行うPOSレジや受発注システム・経理システム等の改修に要する費用は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、修繕費として処理できます。

所得税及び復興特別所得税の源泉徴収制度について

源泉徴収制度は、給与や報酬・料金などの源泉徴収の対象とされている所得を支払う人が、その支払の際に一定の所得税を徴収して国に納付するというものです。

個人でも、従業員に給与を支払う場合や弁護士、税理士などに報酬・料金を支払う場合には、その支払の際に、所定の所得税を徴収して納付する必要があります（注）。

（注）常時2人以下の家事使用人のみに対して給与の支払をする個人は、その家事使用人に支払う給与や弁護士、税理士などに支払う報酬・料金について所得税の源泉徴収を行う必要はありません。

なお、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければなりません。

また、年末調整により年税額を算出する際、復興特別所得税を含めて算出（年調所得税額に102.1%を乗じて算出）しなければなりません。

詳しくは、「源泉徴収のしかた」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）をご覧ください。

◇ 源泉所得税の納期の特例

源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税は、原則として源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日が納期限となっていますが、給与の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者については、給与や退職手当、税理士等の報酬・料金について源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税を、次のように年2回にまとめて納付する、納期の特例の制度が設けられています。

1月から6月までに支払った所得から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の額・・・7月10日

7月から12月までに支払った所得から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の額・・・翌年1月20日

なお、この特例の適用を受けるためには、給与支払事務所等の所在地の所轄税務署に「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出して承認を受けることが必要です。

記帳の仕方が分からない方へ

税務署では、新しく事業を始められた方や記帳の仕方が分からないといった方で、記帳方法の指導を希望される方に対して、指導機関等による会計ソフトを利用した記帳指導などを無料で行っています。

記帳指導を希望される方には、記帳指導を実施する指導機関をご案内いたします。

会計ソフトを利用すれば、日々の取引内容を入力するだけで簡単に記帳できます。

記帳指導の希望や詳しい内容は、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署におたずねください。

※ 記帳指導の実施時期、内容については、各国税局・税務署により異なります。



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば、青色申告決算書や確定申告書を作成することができます。税額などが自動計算されることから、便利です。是非ご利用ください！

○ 社会保障・税番号制度の導入について

社会保障・税番号制度の導入により、税務署へ提出する税務関係書類には、個人番号の記載が必要となります。具体的には、①申告書を提出する方は平成28年分以降の申告書（一般的には平成29年以降に提出するもの）に、②申請・届出書を提出する方は平成28年1月以降に提出する一部の申請・届出書に、個人番号を記載して提出する必要があります。

また、税務署に個人番号を記載した申告書等を提出する際は、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付する必要があります。

なお、社会保障・税番号制度全般に関する情報は内閣官房ホームページを、国税分野に関する情報は国税庁ホームページ及びe-Taxホームページをご覧ください。

- ▶内閣官房ホームページ (www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html)
- ▶国税庁ホームページ (www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm)
- ▶e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/yokuaru.htm)

記帳・帳簿等の保存義務

個人で事業や不動産貸付等を行う方は記帳と帳簿書類の保存が必要です!!

▶ 事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行うすべての方が対象です。



記帳と帳簿書類の保存が必要!

記帳する内容

売上げなどの収入、仕入れや経費について、取引年月日や金額等を帳簿に記載します。

帳簿書類の保存

帳簿のほか、請求書・領収書などの書類を整理して保存する必要があります。

※ 所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も対象です。

記帳・帳簿等の保存制度の詳細や記帳説明会のご案内については、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧いただくか、最寄りの税務署までお問い合わせください。

「確定申告書等作成コーナー」で 青色申告決算・収支内訳書を作成する場合

「作成コーナー」で検索し、トップ画面へアクセス。



※ 画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります。

- 申告の内容についてのお問い合わせは、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 作成コーナーの操作に関するお問い合わせは、^{e-タックス}「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(☎0570-01-5901)にお尋ねください。
【受付】月曜～金曜(祝日及び12月29日～1月3日を除く。)

詳しくは、国税庁ホームページへ
www.nta.go.jp



申告書は、 国税庁ホームページで 作成できます！

国税庁ホームページ 「確定申告書等作成コーナー」のメリット

1 税務署に出向く必要なし！

作成した申告書等は印刷し、郵送等により税務署に提出することができます。また、e-Taxを利用して送信することもできます。

2 いつでも利用可能！

確定申告期間中は、24時間いつでもご利用できます。

3 自動計算機能！

毎年税制改正に対応した自動計算機能により、計算誤りのない申告書等を作成することができます。

4 前年データの利用可能！

作成した申告書等のデータを保存しておけば、翌年の申告でも利用できます。

申告書作成から提出までの流れ

① 作成コーナーへアクセス

ご自宅のパソコン等から、「作成コーナー」で検索。

② 申告書を作成

画面の案内に従って、金額等を入力し申告書等を作成。

③ 申告書を提出

書面提出
印刷して郵送等により提出。

又は
e-Tax

事前準備が必要です。
詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。

申告書は、
自宅で作成！

社会保障・税番号制度 《マイナンバー制度》



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まりました。

個人番号について

- 個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されています。また、住民票を有する中长期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されています。
- 個人番号は、「通知カード」により、住民票の住所に通知されています。
- 番号法では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を守るため、個人番号の利用範囲（番号法に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務）や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

国税分野におけるポイント



税務関係書類（申告書・申請書など）に個人番号を記載してください

▶ 個人番号の記載が必要となる時期（例）

	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年分以降の申告書	（平成28年分の場合） 平成29年2月16日から3月15日まで
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書	（平成28年分の場合） 平成29年2月1日から3月15日まで
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書	（平成28年分の場合） 平成29年3月31日まで
相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書	（平成28年1月1日に相続があったことを知った場合） 平成28年11月1日まで
法定調書※	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書	（例）平成28年分給与所得の源泉徴収票、 平成28年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 ⇒平成29年1月31日まで
申請書 届出書	平成28年1月1日以降に提出する個人番号の記載が必要となる申請書等	各税法に規定する提出時期

※ 法定調書の対象となる金銭の支払を受ける方等の番号も記載する必要があります。
なお、本人へ交付する給与所得の源泉徴収票や特定口座年間取引報告書などへの個人番号の記載は行わないこととされています。



税務関係書類を提出する際に、本人確認が必要になります

税務署では成りすましを防止するための本人確認（番号確認及び身元確認）を行いますので、個人番号を記載した申告書等の税務関係書類を提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

- 1 個人番号カード（番号確認書類＋身元確認書類）
- 2 通知カード（番号確認書類）＋ 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など（身元確認書類）

個人番号カード



（表面）



（裏面）

通知カード



※ 個人番号カードの写して本人確認を行う場合は、表面及び裏面の写しが必要となりますのでご注意ください。